

国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて

昭和 62 年 4 月 8 日蔵関第 353 号
改正 平成 4 年 6 月 19 日蔵関第 573 号
改正 平成 13 年 3 月 31 日財関第 191 号
改正 平成 20 年 10 月 9 日財関第 1146 号
改正 平成 22 年 2 月 17 日財関第 163 号

国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット、及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices、以て「ULD」という。）の取扱いを下記のとおり定めたので、昭和 62 年 4 月 15 日からこれにより処理されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「航空貨物輸送器具の取扱いについて」(昭和 53 年 8 月 17 日付蔵関第 758 号)は廃止する。

(理由)

ULD の利用形態の特殊性に鑑み、税関空港外持出し ULD に係る手続の簡易・迅速化を図ることとし、従来仮陸揚の届出等の手続をとらせていたものを、原則として自主的な管理によって処理することとした。

記

1. 税関空港内における U L D の取卸し及び積み

外国貿易機から取卸しされ、又は積み込まれる ULD については、当該 ULD を管理する者に、ULD についての帳簿を設けさせ、次の事項を記載させることにより、便宜、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 21 条((外国貨物の仮陸揚の届出))の規定による仮陸揚の届出があったものとして取り扱う。

(取卸しの場合)

- イ 取卸年月日
- ロ 取卸しをした航空機のフライト番号
- ハ 蔵置場所
- ニ ULD の種類別取卸個数

(積み込みの場合)

- イ 積込年月日
- ロ 積み込みをした航空機のフライト番号
- ハ ULD の種類別積込個数

2. 税関空港外に ULD を運送する場合の取扱い

税関空港に置かれている ULD を、他の税関空港へ運送する場合又は税関空港外の保税地域若しくは保税地域以外の場所を経由して税関空港へ運送する場合の取扱いについては、次による。

なお、当該 ULD の税関空港到着後の取扱いについては、前記 1 に準じて取り扱うものとする。

また、当該 ULD に貨物を詰めて行う運送（輸入許可済貨物の配送先を経由する運送、輸出許可前貨物の集荷地を経由する運送等）を妨げるものではないこと、及び貨物の詰込み込み又は取り出し等の関係から当該配送先及び集荷地等に、一時的に蔵置する場合には、これを保税運送途上の貨物として取り扱うこととなるので留意する。

発送地の ULD の管理者は、ULD についての帳簿に次の事項を記載することにより、当該管理者の責任において税関空港外への運送を行って差し支えない。

- イ 発送年月日
- ロ ULD の発送個数及び記号、番号
- ハ 運送先（経由地がある場合には経由地を含む。）

上記 により運送された ULD の到着地の ULD 管理者は、ULD についての帳簿に次の事項を記載するものとする。

- イ 到着年月日
- ロ ULD の到着個数及び記号、番号
- ハ 蔵置場所
- ニ 発送地（経由地がある場合には経由地を含む。）

発送地及び到着地の ULD 管理者は、上記 イ及びロ による ULD の種類別個数を前記 1 の帳簿に記載しておくものとする。

3 . ULD の在庫把握等

ULD の在庫状況及び税関空港外への搬出入状況については、ULD を管理する者をして前記 1 及び 2 の記帳により確実に把握させておくものとする。

税関は、必要に応じ、帳簿の検査等により ULD の在庫確認を行う。

4 . 自主的な管理の取消し

検査等により ULD の管理状況（記帳義務等）が不十分と認められる場合には、税関において適切な指導に努めるとともに、必要に応じ本通達の適用の停止等の措置を行う。